

財務省第11入札等監視委員会

令和5年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年12月7日(木) 四国財務局 南607会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和5年7月1日(土)～令和5年9月30日(土)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名：観音寺税務署外壁改修工事 契約相手方：株式会社ナカタ (法人番号7500002008752) 契約金額：7,920,000円 契約締結日：令和5年7月24日 担当部局：高松国税局 <hr/> 契約件名：令和5年度楠上第二住宅ほか2住宅量水器取替工事 契約相手方：株式会社岡崎工務店 (法人番号5500001001099) 契約金額：2,354,000円 契約締結日：令和5年9月27日 担当部局：四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名：丸亀税務署外2税務署等の清掃等委託業務 契約相手方：株式会社オークスコーポレーション (法人番号1260001008585) 契約金額：4,343,900円 契約締結日：令和5年7月19日 担当部局：高松国税局 <hr/> 契約件名：令和5年度愛媛県内合同宿舍消防用設備等点検業務 契約相手方：株式会社オークスコーポレーション (法人番号1260001008585) 契約金額：462,000円 契約締結日：令和5年9月19日 担当部局：四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	契約件名：令和5年度楠上第二住宅ほか2住宅量水器取替工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「観音寺税務署外壁改修工事」 契約相手方：株式会社ナカタ 契約金額：7,920,000円 契約締結日：令和5年7月24日 担当部局：高松国税局</p> <p>落札率が低かった理由を把握しているか</p> <p>使用している材質等に問題はないか</p> <p>他の入札業者も同じ工法によるものか</p> <p>参加資格を「D」等級のみとし、「C」等級などへ広げなかったのはなぜか</p>	<p>低価格調査を行った案件となっている。</p> <p>入札価格が低い理由としては、下請け業者の本件工事付近の手持ち工事と調整することができたこと及び自社手持ち仮設資材を使用すること等により、施工価格の低減ができたためである。</p> <p>本件工事は、ピンネット工法によるものであり、メーカー保証があることから品質が担保されたものであると認識している。</p> <p>仕様書において、工法を指定しているため他の入札業者もピンネット工法による入札であった。</p> <p>原則「建築一式工事」の「D」等級である参加資格を「C」等級及び「B」等級まで拡大していた過去の外壁改修工事を確認したところ、入札業者15社のうち、「B」は0社、「C」は3社、「D」は12社であったことから、外壁改修工事については「D」等級のみであっても十分な入札参加者を確保できると判断したためである。</p>

【案件2】

「令和5年度楠上第二住宅ほか2住宅量水器取替工事」

契約相手方 : 株式会社岡崎工務店

契約金額 : 2,354,000円

契約締結日 : 令和5年9月27日

担当部局 : 四国財務局

過去から1者入札なのか

過去3回の実績を見ると、応札者は古い方から3者、3者、1者。仕様書を受領した業者は、3回とも3者となっている。

なお、施工場所に所在する企業に限定されることなく、四国内の業者からの参加となっている。

他の入札案件では県単位での契約が多い中、別々にしなかったのはなぜか

今年度の対象住宅を、県単位とすると愛媛県内分が少額随契となる可能性があり、四国管内を一括りでスケールメリットを確保し、一般競争入札に付す方が国にとって有利と判断している。

メリットが多い「電子式」に変更し更新しないのはなぜか

対象住宅の規模、経年及び共用部分に集計装置の設置するスペースがあるかなどの住宅の評価や、量水器の単価が割高、電気配線や集計施設の新設などの費用の増加などを総合的に評価検討し、今回は既存形式での更新としている。

【案件3】

「丸亀税務署外2税務署等の清掃等委託業務」

契約相手方：株式会社オークスコーポレーション

契約金額：4,343,900円

契約締結日：令和5年7月19日

担当部局：高松国税局

契約解除による入札であるとのことだが、契約解除に至るまでに改善を促すための対策をした上で改善しなかったのか

契約解除に伴い、契約金額の一部のみ支払いをする、指名停止の処置をする等の対応をしたのか

本契約に係る入札では、前契約より契約金額が下がっているが、契約金額が低いということから問題等発生していないか

清掃員への苦情があり、契約業者へ改善要望を出したところ、改善される場合もあるものの、改善されない場合もあったことから、契約業者の代表者に対し協議をするため来局を促したが、協議の場に来なかったことから、仕方がなく契約解除に至った。

契約解除により履行していない部分については支払いをしていない。

また、損害賠償を求めるほどの不履行を把握できなかったことから、指名停止とすることや損害賠償を求めるといったことは行っていない。

契約後、履行状況等を確認したところ、問題なく業務が履行されているとのことであることから、契約金額による影響はないものと認識している。

【案件4】

「令和5年度愛媛県内合同宿舍消防用設備等点検業務」

契約相手方 : 株式会社オークスコーポレーション

契約金額 : 462,000円

契約締結日 : 令和5年9月19日

担当部局 : 四国財務局

同社は、愛媛県での落札実績があり、業務内容をよく理解し、堅実に実施しているということか。愛媛県以外での落札実績もあるのか

予定価格の積算は適切か

業務内容に問題は認められない。愛媛県以外の近隣の県でも多くの実績を上げている業者である。

予定価格は、対外公表されている刊行物を中心に、合理的な単価を確認して積算を行い、これに国土交通省の基準等に基づいて、諸経費を加えたものとしている。

なお、業者によって応札価格に幅があるほか、過去の応札辞退の状況等も踏まえ、慎重に積算している。